

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	軽自動車税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山口市は、軽自動車税関係事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講ずることにより、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山口市長

公表日

平成31年3月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税関係事務
②事務の概要	【事務の概要】 ・4月1日(賦課期日)現在で軽自動車やバイク等を所有している方に対して課税を行う。 ・軽自動車税の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納付の処理、統計出力等を行う。 ・軽自動車税の納税証明書及び車検用納税証明書の交付を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 【賦課事務】 ①課税対象者情報の準備。 ②納税義務者の軽自動車の登録・抹消情報を受領する。 ③納税義務者に対し、納税通知書(税額決定通知書)と納付書を送付する。 ④納税義務者から減免申請書を受領する。 ⑤減免申請の対象者であるか他課へ情報照会を行う。 ⑥納税義務者に対し、減免通知書を送付する。 【徴収事務】 ①軽自動車税を徴収する。 ②収滞納状況及び滞納者実態調査の照会をする。 ③過誤納金を還付及び充当する。 ④口座情報を管理、異動、照会する。 【納税証明書交付事務】 ①納税証明書を交付する。 ②車検用納税証明書を交付する。 なお、上記の事務に関して、番号法別表第二に基づき、各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	総合行政システム(軽自動車税・収納消込・滞納整理)、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税賦課情報ファイル、軽自動車税収納管理ファイル、軽自動車税滞納整理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の16の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 情報提供なし (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二27の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	山口市総務部市民税課、収納課
②所属長の役職名	市民税課長、収納課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山口市総合政策部広報広聴課市民相談室 〒753-8650 山口県山口市亀山町2番1号 電話 083-934-2886

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	山口市総務部市民税課、収納課 〒753-8650 山口県山口市亀山町2番1号 電話 市民税課 083-934-2734 収納課 083-934-2739

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☒] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月1日	I 関連情報_5. 評価実施機関における担当部署_②所属長	市民税課長 山根 賢司、収納課長 山崎 輝彦	市民税課長 山根 賢司、収納課長 濱田 和昌	事後	
平成31年3月29日	I 関連情報_5. 評価実施機関における担当部署_②所属長	市民税課長 山根 賢司、収納課長 濱田 和昌	市民税課長、収納課長	事後	
平成31年3月29日	II しきい値判断_1. 対象人数_いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成31年2月1日 時点	事後	
平成31年3月29日	II しきい値判断_2. 取扱者数_いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成31年2月1日 時点	事後	
平成31年3月29日	IV リスク対策	<新規>	評価書のとおり	事後	